

# 青森県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日  
青森県公表

## はじめに

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3では、農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その区分に応じ、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者は同基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが義務付けられており、本計画は、法第12条の3の4に基づき定めるものである。
- (2) 本計画は、国が基本的な方向性等を定める飼養衛生管理指導等に即し、本県の実情に応じて実施する飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等について定める。
- (3) 計画期間は、令和3年度から令和5年度とし、地域の指導状況に応じて見直すものとする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 青森県の畜産業の現状

近年、本県の畜産業は、国の傾向と同様に、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいるが、依然として、小規模経営も多数を占めている。

#### (1) 家畜飼養の動向

##### ア 乳用牛

飼養戸数は年々減少し、令和元年は前年度より1戸減少し、186戸となった。飼養頭数は、前年より3.5%増の11,700頭となっており全国18位、1戸当たりの飼養頭数は、63頭（全国17位）で年々増加している。

##### イ 肉用牛

飼養戸数は年々減少し、令和元年は前年度より59戸減少し、827戸となった。飼養頭数は、前年より4.3%増の53,500頭で全国14位となっており、1戸当たりの飼養頭数は65頭（全国22位）で年々増加している。

##### ウ 豚

飼養戸数は年々減少し、県全体で令和元年は前年度より6戸減少し、73戸となった。飼養頭数は、前年より2.1%減の351,800頭で全国10位となっており、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、4,819頭で全国1位となっている。

##### エ 採卵鶏

飼養戸数はここ数年横ばいで推移し、令和元年は27戸、飼養羽数は、前年より5.2%増の7,943千羽となっており全国8位、1戸当たりの飼養羽数は、全国平均の約2.9倍にあたる192千羽で全国1位となっている。

##### オ 肉用鶏

令和元年の飼養戸数は64戸、飼養羽数は、前年より1.1%減の6,943千羽で全国4位

となった。1戸当たりの飼養羽数は、全国平均の1.8倍にあたる108.5千羽で全国4位となっている。

## (2) 畜産関係施設等

### ア 家畜市場

青森県家畜市場においては、毎月、子牛市場、スモール市場及び成牛市場が開催され、県内外から購買者が訪れるほか、農用馬の市場も開催される。子牛の取引頭数は、年間約1万頭で横ばいから若干の減少傾向にある。また、県内では、十和田市の1か所で豚の市場が毎週1回開催されているほか、八戸市において競走馬市場が年1回開催され、県内外から上場され、取引されている。

### イ と畜場

県内には豚専用のと畜場が2か所、牛、豚、馬、めん羊及び山羊のと畜場が1か所、牛専用と畜場が1か所、牛及び豚のと畜場が1か所、馬専用と畜場が1か所あり、牛や豚では県外からの搬入もある。肉豚の処理頭数は、県内の養豚場からの出荷頭数が約60万頭、県外からの搬入が約40万頭で年間約100万頭となっている。一方で、肉用牛の処理頭数は、年間約2万3千頭で、残り約1万2千頭は県外のと畜場に出荷されている。

### ウ 食鳥処理場

大規模食鳥処理場は、6か所（三沢市、十和田市、横浜町、五戸町、田子町、階上町）、認定小規模食鳥処理場は4か所あり、ブロイラーを年間約5,700万羽、成鶏を約670万羽処理している。

### エ 飼料製造工場

八戸市には、全国有数の飼料穀物コンビナートが設置され、併設された飼料製造会社（6社）から東北各県の畜産農場に24時間体制で飼料が供給されている。飼料供給コスト低減の利点から本県の養豚、養鶏産業は、県南地域で農場戸数が多く、企業系農場による飼養規模の大規模化へと進展している。

## (3) 家畜衛生上の課題

飼料製造工場の立地や夏季の冷涼な気候により、豚や肉用鶏において大規模な企業系農場が多いことから、万が一、家畜伝染病が発生すると防疫措置対象の頭羽数が大きく、地域経済的に与える影響が甚大となる。依然として多く存在する小規模経営においては、疾病発生予防の認識不足、限られた労働力及び経済力等の理由で、飼養衛生管理基準の遵守が不十分な事例がある。

また、大規模農場では、飼養頭羽数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や企業系列の農場が一定地域に密集して存在する地域があるため、このような地域で家畜伝染病が発生した場合には、疫学関連の確認が煩雑になるほか、移動・搬出制限区域の設定が地域経済に与える影響がさらに大きくなる。

一方で、県西部の津軽地域では、家畜を診療する獣医師が不足し、家畜共済獣医師が不在であるほか、その他の地域においても獣医師の高齢化により、獣医療提供の体制と農場への飼養管理指導體制の確保が課題となっている。

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

### (1) 概要

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及び豚丹毒の発生は年間を通して発生が確認されており、平成 28 年には高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生した。ヨーネ病については、清浄化を推進するため県内全ての肉用繁殖牛の検査を 2 年ごとに実施し、摘発とう汰を進めている。牛伝染性リンパ腫は、年間 60 から 70 頭の発生があるため、牛舎内や放牧場での分離飼養の普及が課題となっている。

### (2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病については、肉用繁殖牛の清浄化を重点的に進めるために 2 年おき、乳用牛は 5 年おきに定期検査を実施している。平成 23 年から 28 年までは、25～40 頭の患畜の摘発があったが、平成 29 年からは年に数頭の発生となっている。また、排菌量の多い患畜を摘発した際には、農場内で継続して患畜が確認される事例が散見された。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫については、肉用牛での発生が多くを占め、平成 29 年からは、年間 60 頭から 70 頭の発生がある。</li> <li>・サルモネラ症は、近年、乳用牛及び肉用牛において発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病の発生農場においては、定期的に飼養牛の全頭検査を実施し、地域の清浄化が進んでいるが、近年では県外導入牛の摘発を契機に農場にまん延する事例があることから、導入牛の検査を徹底する等の侵入防止対策の推進が課題がある。また、親子の分離飼育による農場内のまん延防止対策の普及が必要である。</li> <li>・肉用牛においては、多くの農場が夏季に公共放牧場を利用するため、牛伝染性リンパ腫の感染防止のためには、放牧場での感染牛と非感染牛の分離飼養が必要となる。</li> <li>・乳用牛、肉用牛ともに飼養形態は、大規模化している一方で耕種等との兼業で数頭を飼養する小規模農場も多く、飼養者も高齢化が進んでいることから、衛生管理について指導が必要な農場がある。</li> </ul>
水牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	特になし
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	特になし
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱の発生はない。</li> <li>・豚流行性下痢については、平成 26 年に 202 頭の発生が確認され、27 年には 15 頭、28 年は 19 頭の発生があったが以降の新規発生農場はない。非発生農場に復帰していない農場が 1 戸あり、指導を継続している。</li> <li>・豚丹毒は、近年では全てと畜場発生となっており、甚急型・急性型の農場発生はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業系大規模農場の飼養規模が 5 万頭以上であるほか、平均飼養頭数は 4,800 頭と全国第 1 位であることから、万が一の豚熱等の発生時には、防疫資材及び人員確保が課題となる。</li> <li>・平成 30 年の国内での豚熱発生を契機に、農場の衛生意識は向上しているものの、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導体制を継続し、飼養管理レベルの高度平準化が必要である。</li> </ul>

鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザは、平成28年における2件発生し、以降の発生はない。</li> <li>・サルモネラ症については、近年発生はない。</li> <li>・平成25年に1件ロイコチトゾーンの発生、平成29年に2件鶏痘の発生があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイヤー、ブロイラーともに企業系農場が多く、飼養衛生レベルは比較的高水準で保たれているが、毎年、遵守状況を確認する必要があり、農場の管理獣医師と連携した対応が必要である。</li> <li>・飼養規模160万羽の採卵鶏農場等では、鶏舎構造が多様であるなど防疫上の課題がある。</li> </ul>
うずら	・特になし	特になし
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年に馬鼻肺炎ウイルスによる流産の発生が1件あった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬鼻肺炎の発生が確認された場合には、同居馬の検査実施とともに当該農場の馬の移動の自粛を軽種馬防疫対策委員会が要請することとなり、この間に種付けの予定がある場合には農場の経営上の負担は大きく、風評的な被害も生じる。</li> </ul>

### (3) 各主体における課題

ア 県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制の整備を進めているが、現状は、関係者の家畜伝染病の侵入防止及びまん延防止対策に関する知識の普及や防疫対策に関する理解が十分とは言えない。

このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う家畜保健衛生所は、地域県民局農林水産部畜産担当と連携し、家畜の所有者等と直接生産出荷において関与している地域の生産団体や農協に対して正しい衛生知識の普及、情報の提供に取り組み、地域の関係者全体が家畜伝染病の発生及びまん延防止に協同して取り組むことが重要である。

イ 県は、家畜の所有者等及び畜産関係団体に対して飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。また、家畜保健衛生所は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保するとともに、農場の飼養形態、飼養規模、利用する飼料、外国人従業員及び研修生の受入れ状況について把握し、万が一の家畜伝染病の発生に備えた防疫計画を作成する必要がある。

ウ 「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル」に基づき、定期的に家畜の伝染性疾病の発生を想定した防疫訓練を行うことにより、県、地域の関係者と農場の防疫対応を再確認し、まん延防止に必要となる飼養衛生管理基準の遵守徹底について周知する必要がある。

エ 市町村及び畜産関係団体等は、平常時から家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。

オ 農場の管理獣医師等及び指導員（以下、管理獣医師等）は、飼養衛生管理基準の遵守

指導の手引き等を活用して、定期的な指導により、防疫対策の強化に取り組むとともに、日頃から家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが重要である。

カ 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、家畜伝染病の発生状況等の情報収集及び飼養衛生管理基準の遵守に努め、定期的に管理獣医師等の指導を受ける必要がある。また、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するために家畜保健衛生所が行う農場の立入検査を受けるとともに、指導事項については指定された期間内に改善することが重要である。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。県は、家畜の所有者が自ら対策を講ずるために必要な指導を受け、情報を得ることができるよう、家畜防疫員を確保し、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等の地域の関係者が連携して家畜の飼養管理及び安全な畜産物の生産について総合的に指導する。

##### (1) 家畜防疫員の確保

ア 法第 53 条第 4 項において、県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされているが家畜保健衛生所の職員が減少していることから、公衆衛生分野の獣医師職員を家畜保健衛生所と交流させ、家畜防疫員に任命し、有事に備え、一定人数の家畜防疫員を確保する。また、新規採用の獣医師職員を確保するため、健康福祉部を含めた今後確保すべき獣医師職員数の目標を獣医師職員確保プランにより定め、就学資金制度の活用や地域の小中学校、高等学校への出前講座を行い、長期的・計画的な獣医師職員の確保対策を行う。法第 6 条及び第 31 条に基づく検査又は注射を行うため民間獣医師を家畜防疫員として任命する場合には、知識・技術の平準化を図るため、希望する獣医師に対して必要な研修を行う。

##### イ 家畜防疫員の育成

家畜防疫に係る知識や病性鑑定に必要な診断技術習得のため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において国が開催する家畜衛生講習会等研修会及び講習会に積極的に参加し、家畜防疫員の育成に努める。

国の開催する研修会等の内容については、他の家畜防疫員に対しても受講内容を伝達するため、伝達講習会を毎年開催し、県内の家畜防疫員の知識・技術の高位平準化に努める。

##### (2) 市町村、関係団体との連携

県畜産課は、疾病の発生状況から飼養衛生管理者が状況に応じて特に対策を講ずるべき事項や畜産関係団体が実施すべき事項について、随時情報提供するとともに、必要に応じて対策会議を開催し情報を共有することで、県内全域の防疫体制の強化を図る。

各地域においては、特定家畜伝染病に関する現地情報連絡会議や家畜衛生推進協議会により、市町村と連携して疾病の発生予防に関する指導や発生時の防疫作業内容等について

周知する。また、市町村は公共牧場の利用や衛生検査における家畜保健衛生所の指導に基づき飼養衛生管理者への助言を行い、地域畜産関係者の衛生管理の意識向上につなげるよう協力する。

### (3) 情報提供体制

県畜産課は、必要に応じて、以下の情報を県関連団体に提供し、家畜保健衛生所は家畜の所有者等及び地域畜産関係者に対し電子メール、電話、ファクシミリ等によりに直接又は、市町村及び農協等を経由して情報提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等
- ③ 技能実習生や外国人従業員に対する海外からの畜産物等の持込禁止や家畜の伝染病の発生状況等に関する情報提供等は、受入団体や雇用する農場の飼養衛生管理者を通じて情報提供することとし、家畜保健衛生所は、農場での受入や雇用状況等の把握に努める。

### (4) 生産性を阻害する疾病の低減

家畜保健衛生所は、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致命的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を長期的に阻害する疾病に関して、家畜の所有者等の認識や理解を向上させるよう、農場の管理獣医師と連携して対策を指導し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進する。また、呼吸器症状や下痢等の異常を呈する家畜を発見した場合は、自ら獣医師や家畜保健衛生所に速やかに通報し、対策について助言を求めるほか、早期に原因を究明し適切な対応を行うよう指導する。

### (5) 動物用医薬品の適正使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。このことから、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、動物用医薬品販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要であることから、県は、獣医師が発行した指示書の指示に従い、要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等への指導を徹底する。

### (6) 野生動物への対策強化等に関する考え方及び対応方針

市町村及び猟友会等の関係団体と協力し、野生動物における特定家畜伝染病の清浄性又は浸潤状況を確認するための検査を推進する。家畜の所有者等に対しては、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護

柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずるよう指導する。

## 2 指導等の実施に関する基本的な方向

家畜の所有者は、家畜の飼養衛生管理状況について定期的に自己点検を行い、その結果を県に報告するとともに、家畜防疫員は、原則として農場立入により点検事項を確認し、不備な場合は、指導または助言を行う。県は、県内全体の飼養管理レベルの向上を目標に、地域を区分して畜種ごとの重要指導事項及び毎年度ごとの優先指導事項を定め、重点的に指導する。

### (1) 飼養衛生管理者による自己点検の方法等についての指導方針

法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることから、家畜保健衛生所は、飼養衛生管理者が行う飼養管理状況の自己点検結果を家畜の所有者と共有の上、家畜の所有者等に対し管理獣医師等の定期的な指導等を受けるとともに家畜保健衛生所の立入り等による確認及び指導を受けよう指導する。

### (2) 優先事項の設定

国が飼養衛生管理指導等指針において家畜の種類ごと明らかにする「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」について、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

優先事項の設定にあたって、家畜保健衛生所は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用して確認し、それに対する指導状況等について、畜種ごとにとりまとめ畜産課に報告する。畜産課は、年1回以上、各地域の飼養衛生管理等に係る課題を家畜保健衛生所から聴取し、前述の報告を踏まえ、次年度以降の優先指導事項を定めまたは見直しを行い、家畜保健衛生所及び関係者へ通知するとともにホームページにおいて公表する。

### (3) 立入検査による飼養衛生管理に係る指導等の実施

家畜保健衛生所は、飼養衛生管理者が定期報告等として行う自己点検の結果を確認した結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合には、当該農場に立入り実際の遵守状況を確認の上、改善項目及び方法を指導する。しかし、立入を拒否したり、改善指導に管理者等が協力的でない場合など、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、家畜保健衛生所は、当該事例について畜産課に報告し、畜産課は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。

飼養衛生管理状況の確認は、原則として立入りにより行うが、従前の遵守状況、指導等の経過を考慮し、必ずしも家畜防疫員による指導等を要しない場合で、電話、写真、動画等又は農林水産部職員、市町村職員、関連事業者、生産者団体及び民間獣医師等の情報により農場の飼養衛生管理状況を確認できると判断された場合には、これらの内容を確認することで農場立入に代えることができるものとし、計画期間中、全ての農場について少なくとも1回は、飼養衛生管理状況の確認を行う。

① 牛等を飼養する農場

飼養衛生管理者が行う自己点検の結果から、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分と判断される農場には、計画期間中に立入を行う。大規模飼養農場※においては、前年度の確認時に遵守されていない項目や改善確認を要する項目がある場合には翌年度も立入を行い、その他の指導等が不要と判断された農場は、計画期間に少なくとも1回、立入による確認を行うものとする。

※成牛200頭以上又は育成牛3,000頭以上を飼養する農場

② 豚等及び100羽以上の家きん等を飼養する農場

原則として年に1回以上の立入による遵守状況の確認を行うものとし、指導事項がある農場に対しては改善を確認するまで密接指導を行うものとする。

③ 馬を飼養する農場

過去の遵守状況が良好であり、自己点検の結果で十分に確認できると判断される農場は、計画期間の3年間のうち1回以上立入を行うが、大規模飼養農場※においては、前年度の確認時に不遵守項目や改善確認を要する項目がある場合には翌年度も立入を行い、その他の指導等が不要と判断された農場は2年の期間を超えない頻度で立入による確認を行うものとする。

※馬200頭以上を飼養する農場

(4) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等を活用する場合の情報共有等の考え方

県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等から農場の衛生管理に関する情報を共有するため、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施する。また、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、農場の飼養管理に関する情報収集の際には、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等を活用し、必要な案内、進言等を行う。



## **第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

### **I 実施方針**

県は、家畜伝染病予防法第5条に基づき、監視伝染病の発生の状況等を把握するため国が定める全国的サーベイランス及び県内の状況把握を目的とした地域的サーベイランスを実施する。

地域的サーベイランスの実施については、県内の監視伝染病の発生状況及び家畜の飼養状況等を考慮し、家畜衛生の推進・指導のため、動向を把握すべき監視伝染病がある場合には、実施する。

監視伝染病のサーベイランスについては、翌年度の実施に関する計画（実施時期、地域、検査対象、検査方法、検査規模等、地域定期サーベイランスでは対象とする監視伝染病）を予め国と協議し決定する。

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に当たっては、毎年度末に翌年度に実施する内容（対象の監視伝染病、実施の目的、実施する区域、対象となる家畜等、実施の期日、検査方法）を県報登載により公表する。

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域時期等	実施の方法
牛、水牛、 鹿、めん羊 及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域の出入口における車両の消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> <li>・家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保</li> </ul>	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期検査等の農場巡回時に指導、情報誌等による周知</li> <li>・市町村、関係者と協力しマニュアルを作成指導。 (ただし小規模農場は可能な限り実施するものとする。)</li> </ul>
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・処理済みの飼料の利用</li> <li>・衛生管理区域への野生動物の侵入防止</li> <li>・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> <li>・家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保</li> </ul>	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の巡回指導により管理基準の遵守状況を確認し、改善を確認するまで指導。</li> </ul>
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家さんの所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の巡回指導により管理基準の遵守状況を確認し、改善を確認するまで指導 (ただし愛玩用など少羽数飼養者を除く。)</li> </ul>

	・家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保		
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・器具の定期的な清掃又は消毒等</li> </ul>	県内 全域	令和3 ～5 年度
			・定期検査等の農場巡回時に指導、情報誌等による周知。

## 2 各年度の優先事項等

畜産課は、家畜の疾病発生状況及び飼養管理に係る地域の状況についての家畜保健衛生所からの報告に応じて、優先的に立入検査等により指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を年度ごとに定めて公表する。（参考1）

## II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、各主体が実施すべき次の事項に留意して周知、指導等を行う。

- (1) 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとの主要な伝染性疾病に関して、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、その家畜の関係機関に周知するとともに家畜の所有者等に対し、必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、電子メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (5) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。また、家畜保健衛生所は、家畜の所有者が確保する埋却地の適地性について、必要に応じて埋却作業担当者と現地調査を行い、防疫計画を作成する。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を効果的に推進するためには、県は、各地域で家畜の所有者、市町村、畜産関係団体、獣医師等を構成員とした自衛防疫団体を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むよう指導、助言する。
- (2) また、地域の協議会が開催する家畜の所有者や畜産関係者を参集した研修会等においては、県畜産課及び家畜保健衛生所は、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見及び疫学情報等のほか、飼養衛生管理基準の遵守において、地域の特性を踏まえた技術的助言等を行うこととする。
- (3) 県畜産課及び家畜保健衛生所、市町村は、各地域の生産者団体、獣医師会、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、以下の取組を推進する。
  - ① 平常時における家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や講習会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
  - ② 家畜伝染病の発生時、又は、野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時の飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など、地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、各地域の関連団体が組織する協議会等の設置を促進する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

家畜防疫に関する事項、農場の飼養衛生管理水準向上のため、家畜防疫員である家畜保健衛生所の獣医師職員を安定的に確保する必要があることから、公衆衛生部局も含めた県職員獣医師の確保について、10年毎の目標を定めた「獣医師確保プラン」を策定し確保に向けた取組を推進する。

更に農林水産部獣医師職員を確保するため、国の事業を活用した県内高校生対象の獣医系大学修学資金の貸与制度を継続し、特に地域に根差した獣医師職員の確保を目指すほか、全国の獣医系大学の就職説明会や交流会、地元の北里大学での出張講義、学生実習やインターンシップの受け入れを通じて公務員獣医師の業務内容を紹介することで県獣医師職員についての情報発信をする。

新規採用の獣医師職員に対しては、国が開催する家畜衛生に関する基本講習会等に積極的に参加させ家畜防疫員としての基礎知識の習得を促す。更に監視伝染病の診断技術の向上と家畜防疫に対する知識を深めるため、毎年、病性鑑定特殊講習会の受講による病性鑑定担当の育成と海外悪性伝染病特殊講習会の受講による特定家畜伝染病の発生時の対応能力向上に取り組むこととする。

病性鑑定課は、県内の疾病発生状況等から必要な検査技術等について病性鑑定研修会を毎年開催し、家畜保健衛生所の疾病診断技術の高度平準化に努める。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。なお、家畜の所有者自身が、直接の管理が可能な衛生管理区域については、飼養衛生管理者になることも可とする。また、飼養衛生管理者には、家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行わせることができる者で衛生管理区域を所管する家畜保健衛生所の指導を受け、常時、家畜保健衛生所及び農場管理者と連絡をとり指導事項を実施させることができる者を選任するよう指導する。

(2) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質から、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでないものとする。

企業等が複数の農場に家畜を預託し、当該預託農場の飼養管理を主体的に管理指導する者を企業が選任している場合には、常時、家畜保健衛生所及び農場管理者と連絡をとり指導事項を実施させることができることを確認した上で飼養衛生管理者に選任できるものとする。

(3) 家畜保健衛生所は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告

により把握し、次の事項について指導する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域を確認した場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
- ③ 定期報告により届け出た飼養衛生管理者について、届け出た事項に変更が生じた際には、家畜の所有者は、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により、遅滞なく家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

## 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。

さらに、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。また、研修会の開催のほか、家畜保健衛生所は、国内外及び地域の家畜伝染病の発生状況、シーズンにより飼養管理の上で注意を要する事項等について、家畜衛生情報の発行を行い飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

また、家畜保健衛生所は、地域の畜産関係団体が開催する研修会等の機会を活用し、飼養衛生管理、伝染病発生予防及びまん延防止について地域の特性等を踏まえて特に留意すべき点等を含めた内容について情報を提供し、地域関係者と共有する。

- (1) 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 県の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

## 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 家畜保健衛生所は、年間を通して飼養管理に必要な情報について家畜衛生情報を発行し、対象となる第三章のⅡの(3)の飼養衛生管理者の連絡先に、以下の①及び②についての情報を必要に応じて直接提供する。また、疾病の発生状況に応じて緊急的に必要な飼養管理上の措置については、その都度、最も早く発信できる手段で情報提供する。この場合、当面の間は、ファクシミリまたは電子メールによる一斉送信、電話及び郵送を併用して行うこととし、今後、情報提供の方法として電子メールによる一斉送信が可能となるよう家畜の所有者、飼養管理者及び農場管理者に働きかけるものとする。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調

査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急野飼養衛生管理に係る調査、注意喚起または指導に関する事項等

(2) また、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供については、雇用者に対して、当該従業員への周知を依頼するとともに、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

ア 県畜産課は、家畜保健衛生所からの聞き取り内容を踏まえて飼養衛生管理基準に関する指導について年間指導スケジュール作成し、法第 12 条の 3 の 4 第 5 項に基づく指導計画に添付して国に報告する。国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させる。

イ 家畜保健衛生所は、前年度の指導計画の実施状況及びその年の家畜の飼養衛生管理の状況を毎年 7 月 1 0 日までに県畜産課に報告する。県畜産課は、家畜保健衛生所からの報告を取りまとめ、家畜防疫員の確保状況とともに国が別途示す様式により、7 月 3 1 日までに国へ報告する。

(2) 県畜産課は、法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、4 半期ごとに国へ報告する。また、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

(3) 国から飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等の取組について、優良事例又は問題事例等の照会があった場合には、随時、家畜保健衛生所に照会し、当該事例の概要を国に報告する。

(4) 国から法第 34 条の 3 に基づき、家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時に適正な措置の実施を確認するため、当該家畜の飼養農場の定期報告に係る資料の提出を求められた場合には、県畜産課は、速やかに管轄する家畜保健衛生所に定期報告等の提出を求め、国に資料を提出する。

(5) 家畜保健衛生所は、国の指導等指針及び県の指導等計画における飼養衛生管理基準のうち重点的に指導を実施する項目及び優先的に指導を行う項目について、年間指導スケジュールに沿って飼養管理者を指導する。立入による指導の際に、改善すべき項目が認められた場合には、指導の手引きの内容を踏まえた対応策を指導し、飼養衛生管理者に対し改善を求める。

(6) 県が行う助言・指導、勧告及び命令に係る手続等

家畜の所有者における基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防対策の強化を図るため、(5)の指導において改善が認められない場合には、「青森県家畜伝染病予防

法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務取扱要領（平成21年10月6日）」に基づき、助言・指導、勧告及び命令に係る手続等を行う。

#### ア 助言及び指導

家畜保健衛生所長は、遵守状況の把握等の結果、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善を行う必要があると認めるときには、畜産課長に報告するものとし、畜産課長は、その内容について検討し、必要と認めるときには、当該家畜の所有者に対し、法第12条の規定による指導又は助言する。

#### イ 勧告

家畜保健衛生所長は、指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、指導・助言書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお基準を遵守していないと認めるときには、畜産課長に報告する。畜産課長は、その内容について検討し、必要と認められる場合には、当該家畜の所有者に対し、法第12条の規定による勧告をするものとする。勧告書は、家畜保健衛生所を経由して当該家畜の所有者に対し交付し、畜産課長は、法第12条の6第1項の勧告をしたときは、当該家畜の所有者に対し、改善計画書及び改善報告書を、家畜保健衛生所を経由して提出するよう求める。畜産課長は、当該家畜の所有者から改善報告書の提出があった時又は勧告書に定める改善期限を経過したときは、家畜防疫員に速やかに法第51条第1項の規定に基づく立入検査を実施させ、当該勧告事項の履行状況を確認する。

#### ウ 命令

家畜保健衛生所長は、勧告を受けた家畜の所有者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお基準を遵守していないと認めるときには、農林水産部長に報告する。

農林水産部長は、その内容について検討し、必要と認めるときは、当該家畜の所有者に対し、第12条に基づく命令をする。命令書は、家畜保健衛生所を経由して当該家畜所有者に対し交付し、当該家畜の所有者に対し、改善計画書及び改善報告書を提出するよう求める。当該家畜の所有者から改善報告書の提出があった時又は命令書に定める改善期限を経過したときは、家畜防疫員は、速やかに法第51条第1項の規定に基づく立入検査を実施し、当該勧告事項の履行状況を確認する。

#### エ 告発

県畜産課は、家畜の所有者が法第12条の規定による命令に違反したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発する。



## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築し、相互に連携することが重要である。
- (2) このため、県は、関係都道府県及び国が、農政局等の地域ブロックごとに組織するブロック協議会において、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、相互に連携して対応する。
- (3) また、県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、県は、県関係団体等と連携し、県協議会を設置する。県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携して対応し、情報共有とともに家畜の所有者及び衛生管理者に対する多方面からの指導体制を構築する。各地域においては、既存する地域家畜衛生推進協議会が生産者、畜産関係団体及び市町村と連携して、飼養衛生管理の向上に取り組むこととし、IIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。
  - ア 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等
  - イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
青森岩手秋田県境 防疫会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県畜産課、県北家保、中央家保</li> <li>・秋田県畜産振興課、北部家保</li> <li>・青森県畜産課、青森家保、八戸家保、十和田家保、つがる家保</li> </ul>	毎年	持ち回り (R3 年岩手県北部家保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県境を越えた防疫対応に関する事項</li> <li>・疾病発生状況等の情報共有</li> </ul>
地域家畜衛生推進 協議会	畜産協会、家保、市町村、農協等、生産者、関係団体	毎年	各地域家畜衛生推進協議会 (家保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛防疫事業の強化、推進</li> <li>・畜産経営の安定的発展、良質な畜産物生産</li> </ul>

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の特定伝染性疾病が家畜で発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するため、県畜産課は、家畜保健衛生所に対し、当該対象家畜の飼養状況に応じて検査すべき頭羽数について報告を求め、病性鑑定課と調整し検査実施を指示する。また、家畜保健衛生所は、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心とした周辺の家畜の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) 緊急点検にあたっては、近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを重点的に確認し、実施が不十分と考えられた場合には即時改善の指導を行う。指導に真摯に従わない場合には、県畜産課に報告し、第五章のⅢの(7)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、家畜保健衛生所は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、休日及び夜間の家畜保健衛生所への連絡方法、通報が必要となる症状等について飼養衛生管理者に周知する。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、観光牧場、動物園、動物飼育学校及び愛玩動物飼育者についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。

家畜保健衛生所は、定期報告とその添付資料により、観光牧場、動物園、動物飼育学校及び愛玩動物飼育者の飼養状況を把握するように努め、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について個別に指導する。

また、動物園等に対して指導等を行う場合には、健康福祉部局、動物愛護センター及び教育委員会等と情報を共有し、連携して指導する。

(参考1) 令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成</li> <li>・衛生管理区域に入る車両の消毒</li> <li>・感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模農場の割合が多く、高齢化していることから、関係者と協力してマニュアル作成を推進する必要がある。</li> </ul>	令和3年度内
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成</li> <li>・衛生管理区域への野生動物の侵入防止</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成・</li> <li>・衛生管理区域からの退出する車両の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱及びアフリカ豚熱発生防止のため野生動物対策を強化する必要がある。</li> <li>・新規項目について確認する。</li> </ul>	令和3年度内とし防護柵及びネットの確認は設置計画、設置確認も行う。
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域からの退出する車両の消毒</li> <li>・家きん舎ごとの専用靴の設置、手指の洗浄及び消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため野生動物対策を強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル及び車両消毒は令和3年度内</li> <li>・家きん舎のネット等の設置、専用靴の設置、手指の消毒の確認は4月～11月</li> </ul>

(参考2) 年間指導スケジュール (令和3年から5年度)

畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛等	放牧前の定期検査時に中小規模農場を中心に立入						定期検査時に中小規模農場を中心に立入		大規模農場の立入検査			
豚等	防護柵・ネットの設置について個別に指導				改善状況の確認							
	全農場立入による遵守状況の確認											
家きん	飼養衛生管理者による自己点検								鳥インフルエンザ等の発生状況により飼養衛生管理者による自己点検、報告			
	冬季までに100羽以上飼養の全農場に立入、改善指導											
	100羽以上の農場に死亡羽数、異常の有無について毎週報告徴求											
馬	定期検査等に合わせて飼養状況を確認											

(参考3) 令和3年度 サーベイランススケジュール

実施期間は、年度内とし畜種ごとに国及び地域サーベイランスを実施する。

家畜区分	対象疾病名	サーベイランス区分	実施方法	
			検査対象	方法
牛	結核	国・5条	・種付けの用に供する雄牛及び輸入雌牛	皮内反応
	ブルセラ症	国・5条	・種付けの用に供する雄牛及び輸入雌牛	エライザ検査
	ヨーネ病	国・5条	・12か月齢以上の乳用雌牛及び肉用雌牛 ・種付けの用に供する雄牛 ・家保長が指定する牛	スクリーニング法 リアルタイムPCR ヨーニン検査
	伝達性海綿状脳症	国・5条	・牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛 ・家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づく届出の対象となる牛	エライザ検査
	牛伝染性リンパ腫	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある牛	抗体検査、遺伝子検査
	牛ウイルス性下痢	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある牛	抗体検査
	アカバネ病	国・5条	・家保長が指定する牛	抗体検査
豚	オーエスキー病	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	豚熱	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	アフリカ豚熱	国	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある豚	遺伝子検査
	豚流行性下痢	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある豚	抗体検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群、豚伝染性胃腸炎	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある豚	抗体検査
鶏	ニューカッスル(種鶏)	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある種鶏	H I抗体検査
	鶏マイコプラズマ症	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある鶏(種鶏)	凝集検査
	ニューカッスル病(一般鶏)	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある鶏	H I抗体検査
	鶏サルモネラ症	地域	・地域の発生状況を把握するために検査する必要がある鶏	臨床検査、細菌検査
	高病原性鳥インフルエンザ	国・5条	・家保長が指定する鶏	抗体検査、ゲル内沈降検査、ウイルス分離、

				遺伝子検査
馬	馬パラチフス	地域・5 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖の用に供する馬で、家保長が指定するもの</li> <li>・種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬</li> </ul>	凝集検査
	馬鼻肺炎	地域	・地域内の浸潤状況を把握するために検査の必要がある馬	抗体検査
蜜蜂	腐蛆病	地域・5 条	・家保長の指定する蜜蜂	肉眼検査、その他必要な検査

家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施にあたっては、県報において告示し検査を実施する。実施期間は、年度内とし、ヨーネ病検査においては、肉用牛では2年、乳用牛では5年間で県内全ての地域で飼養する対象牛を検査するよう市町村と調整し実施する。また、馬パラチフス検査では、5年間で県内全ての地域の対象馬を検査するよう市町村を分けて実施する。